

法律科目試験問題（民事訴訟法） 配点 50 点

次の【事例】を読んで、【設問 1】～【設問 3】すべてに答えなさい。

【事例】 Yは、甲土地を自家用車の駐車場として利用していたところ、Xが甲土地は自己の土地であり、Yの無断使用は許されない等として抗議した。Yは、自分こそが甲土地を所有していると反論した。そこで、Xは、Yを被告として、所有権に基づき甲土地の明渡しを求める訴えを提起した（以下「前訴」という。）。前訴において、Xは、平成 25 年 7 月 8 日当時、S が甲土地を所有していたこと、同日、S は、X との間で甲土地を X に売却する旨の売買契約を締結したこと、甲土地を現在占有しているのは Y であることを主張した。これに対して、Y は、X のこれらの主張を認めつつ、平成 27 年 8 月 3 日、X は、Y との間で甲土地を Y に売却する契約（以下「本件売買契約」という。）を締結したと反論した。X が Y の反論につき争ったため、証拠調べが行われた。その結果、裁判所は、本件売買契約が締結された事実は存在しなかったと認定し、X の請求を認容する判決をした。Y が控訴期間内に控訴しなかったため、同判決は確定した（以下「前訴判決」という。）。なお、前訴の口頭弁論終結日は、平成 28 年 11 月 15 日である。

前訴判決の確定後も Y が甲土地を明け渡さなかったため、X は、Y に対し、内容証明郵便によって、「Y がこの通知を受領してから 1 か月以内に甲土地を明け渡さなければ、X は、Y に対し、甲土地の明渡しを求める強制執行を申し立てる。」旨を通知した。そこで、Y は、X を被告として、Y が X に対し、甲土地を明け渡す義務は存在しないことの確認を求める訴えを提起した（以下「本訴」という。）。Y は、本訴において、①平成 25 年 7 月 8 日当時、S が甲土地を所有していたこと、②同日、S は、Y との間で甲土地を Y に売却する旨の売買契約を締結したことを主張した。

【設問 1】本訴の訴訟物は何か。（配点 5 点）

【設問 2】本訴において、Y が①および②を主張することは、それぞれ前訴判決の効力に抵触しないか。（配点 30 点）

【設問 3】本訴において、Y は、【事例】と異なり、（あ）平成 25 年 7 月 8 日当時、S が甲土地を所有していたこと、（い）同日、S は、X との間で甲土地を X に売却する旨の売買契約を締結したこと、（う）平成 29 年 3 月 9 日、X は、Y との間で甲土地を Y に売却する旨の売買契約を締結したこと、を主張したものとする。Y が（う）を主張することは、前訴判決の効力に抵触しないか。（配点 15 点）